# 【 特別養護老人ホーム葛飾やすらぎの郷 運営規程別紙

2024年8月1日 改定

### 基本サービス料金

#### (1) 基本サービス料金

	個室 1日あたりの自己負担分						
		1割負担	2割負担	3割負担			
	要介護 1	¥642	¥1,284	¥1,926			
	要介護 2	¥719	¥1,437	¥2,155			
	要介護 3	¥798	¥1,596	¥2,394			
	要介護 4	¥875	¥1,749	¥2,623			
	要介護 5	¥950	¥1,899	¥2,848			
	精神科医師体制加算	¥6	¥11	¥17			
注1	看護体制加算 I	¥5	¥9	¥13			
注2	看護体制加算 Ⅱ	¥9	¥18	¥27			
注3	夜勤職員配置加算	¥15	¥29	¥43			
注4	日常生活継続支援加算	¥40	¥79	¥118			

	多床室(2人部屋以上)1日あたりの自己負担分			
		1割負担	2割負担	3割負担
	要介護 1	¥642	¥1,284	¥1,926
	要介護 2	¥719	¥1,437	¥2,155
要介護 3		¥798	¥1,596	¥2,394
	要介護 4	¥875	¥1,749	¥2,623
	要介護 5	¥950	¥1,899	¥2,848
	精神科医師体制加算	¥6	¥11	¥17
注1	看護体制加算 I	¥5	¥9	¥13
注2	看護体制加算 Ⅱ	¥9	¥18	¥27
注3	夜勤職員配置加算	¥15	¥29	¥43
注4	日常生活継続支援加算	¥40	¥79	¥118

各種加算	1割負担	2割負担	3割負担
初期加算(入所日から30日間算定。30日以上の入院後の再入所も同様)		¥66	¥99
療養食加算(療養食・1食につき算定)/回 ※1日3食を限度とする		¥13	¥20
生産性向上推進体制加算(II) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催/月1回	¥11	¥22	¥33
科学的介護推進体制加算 厚労省ヘデータの提出を行い、フィードバックを受け、サービスや計画の見直しなどを行うことなどのPDCAを実施	¥44	¥88	¥131
協力医療機関連携加算(I) 利用者の体調不良時や急変時等に、医師又は看護職員が相談対応する体制を常時確保されていること。/月1回	¥109	¥218	¥327
認知症チームケア推進加算(II) 認知症の人の質の高いケアを提供し、行動・心理症状(BPSD)の予防や対応に取り組む/月1回	¥131	¥262	¥393
高齢者施設等感染対策向上加算(I) 感染症対策にかかる医療機関が主催する感染対策に関する研修に1年に1回参加/月1回	¥11	¥22	¥33
高齢者施設等感染対策向上加算(II) 医療機関から、3年に1回、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受ける/月1回	¥6	¥11	¥17
看取り加算 II (1) (医療提供体制を整備し、医師と施設の間に具体的な取り決めがあり、 さらに施設で看取った場合 死亡日前45~31日前)	¥79	¥157	¥236
看取り加算 II (2) (医療提供体制を整備し、医師と施設の間に具体的な取り決めがあり、 さらに施設で看取った場合 死亡日前30~4日前)	¥157	¥314	¥471
看取り加算 II (3) (医療提供体制を整備し、医師と施設の間に具体的な取り決めがあり、 さらに施設で看取った場合 死亡日前々日、前日)	¥851	¥1,701	¥2,551
看取り加算 II (4) (医療提供体制を整備し、医師と施設の間に具体的な取り決めがあり、 さらに施設で看取った場合 死亡日当日)	¥1,723	¥3,445	¥5,167
安全対策体制加算(入所時一度のみ)事故の発生・再発を防止するための措置をとっている	¥22	¥44	¥66
褥瘡マネジメント加算(I)(褥瘡の発生の予防のための管理と評価を行なう)/月1回	¥4	¥7	¥10
褥瘡マネジメント加算( $II$ )(褥瘡リスクの高い方の褥瘡発生を抑えている) $/$ 月1回	¥15	¥29	¥43
福祉施設外泊時費用(入院や自宅への外泊時に月6日を限度として算定)		¥537	¥805

#### 介護職員処遇改善加算 I 算定した単位数(基本サービス費に各種加算を加えた総単位数)の14.0%が加わります

- 注1 常勤の看護師を1名以上配置していること
- 注2 ①看護職員を常勤換算方法で入所者数が25又はその端数を増すごとに1名以上配置していること②最低基準を1人以上上回って看護職員を配置していること ③当該施設の看護職員により、又は病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保いていること
- 注3 夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1人以上上回っていること
- 注4 ①算定日の属する月の前6ヶ月間又は12月間における新規入所者の総数のうち、要介護4~5の割合が70%以上、または認知症日常生活自立度Ⅲ以上の入居者が65%以上、または喀痰吸引及び経管栄養の実施といった医行為を必要とする入居者の占める割合が15%以上であること
  - ②介護福祉士を入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上配置していること
  - ③入所者数の定員超過減算や人員基準減算がないこと

#### <看取りに関する指針について>

当施設では看護職員が夜間等、看護職員の不在時でも連絡体制を定めて、必要に応じ緊急の呼び出しに応じて出動対応する体制をとっております。また、別紙の通り「看取りに関する指針」を定め、利用者が重篤な状態となり、「看取り」の介護が必要になった際には、医師から状態をお知らせし、指針の内容に基づいてご本人、ご家族の希望により施設内で終末期を過ごすことが可能です。

\* 入所期間中入院、または自宅に外泊した期間の取扱については、介護保険給付の扱いに応じた料金になりますのでご了承ください。

#### (2) 当施設の居住費・食費の負担額 (実費)

利用者	対 象 者		居住費		
負担段階			多床室	従来型個室	食費
			(相部屋)		
第一段階	生活保護受	総者  ・老齢福祉年金受給者  ・預貯金額等が1.000万円(夫婦は2.000万円)以 下	¥ 0/日	¥380/日	¥ 300/日
第二段階	市町村税 - 世帯非課 税	・合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計額が年額80万円以下 ・預貯金額等が650万円(夫婦は1.650万円)以下	¥430/日	¥480/日	¥ 390/日
第三段階①		・合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計額が年額80万円~120万円以下 ・預貯金額等が550万円(夫婦は1550万円)以下	¥430/日	¥880/日	¥ 650/日
第三段階②		・合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計額が年額120万円超 ・預貯金額等が500万円(夫婦は1.500万円)以下	¥430/日	¥880/日	¥1360/日
第四段階	上記以外の	方(世帯に課税者有り・市町村民税本人課税者)	¥915/日	¥1231/日	¥1600/日

## (3) 施設利用料については、所得に応じた減免処置制度があります。

※必ず限度額認定証などの提示願います。提示のない場合は減額できないことがあります。

## 2 その他の料金

### ■個別サービス利用料

サービス項目	サービス内容	単位	金額	
電気代	居室に電化製品を持込の場合	1製品1日	¥80	
理美容代	出張理容業者を利用の場合(実費)	1 回	¥2,000	
アイロンネーム代	衣類に貼る名前シール ※入所時100枚購入	50枚	¥1,000	
預かり金管理代	現金預かりの管理費	1ヶ月	¥500	
通帳管理代	通帳・印鑑の管理費	1ヶ月	¥500	
教材費	手芸など材料費が発生するサークル活動費	実費		
事務手続き代行代		切手・郵送代実費		
死後の処置	死後の処置を行った場合	¥5,500		
エンゼルケアセット	死後の処置後の浴衣	¥3,300		
	バスタオル リース料	1枚	¥55	
	フェイスタオル リース料	1枚	¥20	
	ウォッシュタオル リース料	1枚	¥10	
  タオル・バスタオルリース	1日タオルリース料(フェイスタオル)	3枚	¥60	
	一般浴タオルリース料(バスタオル×2、フェイ	¥140		
	スタオル×1、ウォッシュタオル×1)		Ŧ1 <del>4</del> 0	
	機械浴タオルリース料(バスタオル×3、フェイ		¥195	
	スタオル×1、ウォッシュタオル×1)		+193	
日常生活上の諸費用	日常生活に掛かる必要物品	実費		

<sup>※</sup>その他、個別にご希望されたサービスについては、その都度実費をいただきます。

#### ■文書作成料

サービス項目	内容	単位	金額	
死亡診断書料	嘱託医が作成した場合	1部	¥3,300	
主治医意見書	嘱託医が作成した場合	1部	¥5,500	
入所証明書	1回目の発行は無料、2回目以降から	1部	¥330	